

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		新座市地区まちづくり準備会の登録
根拠法令及び条項		新座市地区まちづくり推進条例第7条第1項 地区住民は、次条に規定する地区まちづくり協議会の設立を準備する団体を組織したときは、市長に対し、地区まちづくり準備会（以下「準備会」という。）の登録を申請することができる。
所管部課係名		まちづくり未来部都市計画課都市計画係
審 査 基 準	関係条項	<p>新座市地区まちづくり推進条例第7条第2項 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その団体が次に掲げる要件に該当するときは、準備会として登録するものとする。</p> <p>(1) 規約等を有していること。 (2) 代表者を定めていること。 (3) 地区住民で構成していること。 (4) 地区のまちづくりのおおむねの区域を定めていること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件</p> <p>新座市地区まちづくり推進条例施行規則第4条第1項 条例第7条第1項の規定により準備会の登録を申請しようとする団体は、新座市地区まちづくり準備会登録申請書に次に掲げる図書を添えて、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 規約その他これに類するもの (2) 構成員の住所及び氏名を記載した名簿 (3) 活動の内容及び時期を記載した計画書 (4) 地区のまちづくりのおおむねの区域を示す図面 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書</p> <p>新座市地区まちづくり推進条例施行規則第4条第3項 条例第7条第2項第5号の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 構成員が2人以上であること。 (2) 地区のまちづくりのおおむねの区域が次のいずれかに該当すること。 ア 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第7条第2項に規定する市街化区域 イ 法第7条第3項に規定する市街化調整区域のうち、新座市市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例（平成15年新座市条例第3号。以下「市街化調整区域の開発許可条例」という。）第3条第1項第1号に規定する区域区分日前に住宅の建築を目的として造成された一団の土地で、市長が指定した土地の区域 ウ ア又はイに掲げるもののほか、市長が認める区域</p> <p>(3) 政治又は宗教の活動を目的としたものでないこと。 (4) 活動内容が特定のものに不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすものでないこと。</p>

		(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める活動を行うものでないこと。
	<p>基 準</p> <p>(未設定の場合はその理由)</p>	
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく、あらかじめ処理期間を設定することは困難であるため未設定。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)